



島根県報

平成19年 6 月26日 (火)
号外 第 85 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

漁業災害補償法の規定に基づく同意

(水 産 課)

告 示

島根県告示第534号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名 称

美保関町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の8に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名 称

島根町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分の欄の6に掲げる漁業の区分

3 (1) 加入区の名 称

恵曇・御津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち、魚瀬・秋鹿連絡所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分の欄の3に掲げる漁業の区分

4 (1) 加入区の名 称

海士町加入区

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分の欄の7に掲げる漁業の区分